



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第41号 : 研究特集Ⅱ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 41, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78851
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西域出土文書に見える函馬について(下)

荒川正晴

【Ⅱ】

前号で検討した、函馬を預置する廣明・烏山・雙泉・第五・冷泉の五戌は、いずれも莫賀延磧道上に位置する軍事施設であるが、注目されるのは、この交通路にはこれら諸戌と同名の駅が設置されていたことである⁽¹⁾。「沙州圖經」卷三(P.2005)所載の駅の項目には、このうちの廣顯・烏山驛の設置経緯を伝えて、

新井驛 廣顯驛 烏山驛 已上驛、瓜州捉。

右在州東北二百廿七里二百步、瓜州常樂界。

(7) 同前奉 勅置、遣沙州百姓越界供奉。

如意元年四月三日 勅、移就稍竿道

行。至證聖元年正月十四日

勅、爲沙州遭賊少草、運轉極難、稍竿道

停、改於第五道來往。(1) 又奉今年二月廿七

日 勅、第五道中、惣置十驛、擬供

客使等食、付王孝傑并瓜州沙州、審

更檢問、令瓜州捉三驛、沙州捉四驛。件

檢瓜州驛數如前。

とある⁽²⁾。両駅が瓜州の管轄下にあることが冒頭に注記され、さらに、(1)の下線部分には両駅を含む全部で一〇の駅⁽³⁾が、「今年二月廿七日の勅を奉じて」、莫賀延磧道(第五道)に設置されたことが記載されている。この(1)の部分の直前(五～七行目)に、證聖元(六九五)年正月一四日の勅により、稍竿道から莫賀延磧道に交通路を改めたことが掲げられているので、ここに記される「今年」とは、證聖元(六九五)年の二月と予想される。ただし、これら諸駅の検問に関連して現れる王孝傑(九行目)は、證聖元(六九五)年七月に、それまでの朔方道行軍総管より肅邊道行軍大総管に就任し、当方面で吐蕃との戦闘に従事している。彼は翌年の萬歲通天元(六九六)年三月に、吐蕃に大敗して官を免ぜられている⁽⁴⁾ので、先の「今年」とは、あるいは萬歲通天元(六九六)年に求めることができるかも知れない⁽⁵⁾。いずれにせよその設置は、萬歲通天元(六九六)年三月より降ることはないものと推定される。

ところが同時に、この記事に先行する(7)の下線部分には、「同前奉勅置、遣沙州百姓越界供奉」とあり、證聖元(六九五)年もしくは萬歲通天元(六九六)年より以前に、これらの駅が既に置かれ、しかも瓜州ではなく沙州の管轄下にあったことが明記されている。この記事の直後には、如意元(六九二)年四月三日の勅により、稍竿道が交通ルートとなったことが載せられているので、ここに言う「勅」が如意元年以前のものであることは明らかである。さらにこの駅の条以前には、天授二

(六九一)年五月一八日の勅(清泉驛の条)と證聖元(六九五)年一二月三〇日のそれ(横澗驛の条)しか認められないことから、この(7)の部分は、天授二(六九一)年五月一八日の勅を奉じて、これらの驛を設置したと解する以外にはないと思われる⁽⁶⁾。

また雙泉・第五・冷泉・胡桐の四驛については、同項目の当該驛の条に、「唐儀鳳三年閏十月、奉勅移稍竿道、就第五道莫賀延磧置」(雙泉驛の条)、「同前奉勅置」(第五・冷泉・胡桐驛の各条)とあり、天授二(六九一)年よりも早く、儀鳳三(六七八)年閏一〇月の勅を奉じて設置されたごとくである。要するに、一〇驛全てについて確認はできないが、證聖元(六九五)年もしくは萬歲通天元(六九六)年時点での驛の設置は、かつての驛を復活させたものであり、しかもそれまでとは異なり、瓜州にも驛の管轄をさせるようになったと推測されるのである。

先にも一部ふれたように、この時期における沙州と伊州を結ぶ交通路は、次に掲げるように敦煌の西を北上する稍竿道と東の瓜州を起点とする莫賀延磧道(第五道)とが、交互に使用されていた。

- ① 稍竿道開通期……………儀鳳三(六七八)年閏一〇月以前
- ② 莫賀延磧道(第五道)開通期……………儀鳳三(六七八)年閏一〇月～如意元(六九二)年四月三日
- ③ 稍竿道開通期……………如意元(六九二)年四月三日～證聖元(六九五)年正月一四日
- ④ 莫賀延磧道(第五道)開通期……………證聖元(六九五)年正月一四日以降

この交通路の変遷に当てはめて考えるならば、莫賀延磧道に交通路を移した②の期間(六七八～六九二年)に、沙・瓜州管轄の莫賀延磧道上の諸驛は初めて設置され、その後稍竿道への交通ルートの変更を経て、再び同道が利用されることになる④の期間(六九五年～)に、復置されたと見ることができるのである。

ところでこれらの諸驛は、時期は明確に規定できないものの、全て廃止されていったことは、驛の項目の冒頭に「一十九所驛、並廢」とあることから明らかで、少なくとも八世紀の時点で、これらの驛が存続していたことを示唆する史料は今のところ皆無である。従って、天寶年間の史料に現れる先の五成は、これらの驛の廃止後に、同一地点に置かれた蓋然性が高いものと思われる⁽⁷⁾。とするならば、沙・伊州間の重要な交通路線である莫賀延磧道上に置かれるこれらの成は、諸驛の廃止にともなって、それまでの驛が保持していた機能をほぼ継承する側面があったことは容易に想像されよう。

先に筆者は、当地の驛伝制度を検討して⁽⁸⁾、伝馬坊に備え付けられた伝馬が、この沙漠地帯の交通を担う基本的な官用の交通・運輸機関となっていたことを明らかにした。そしてそれに対する驛とは、③沙磧上での停泊施設としての機能を果たしていたと思われること、つまり公務を帯びた官員や外国からの使者に対する応接施設となっていたこと、⑥伝馬坊とは別に、驛馬の運送を必要とする緊急を要する交通、とりわけ通信機能を担う機関となっていたことを推測した。

③については、前掲の「沙州圖經」の記事にも「客使等に食を供すること」、即ち莫賀延磧道を利用する客使等に寝食の便宜をはかることが、これらの驛でも重要な任務となっていたことが掲げられている。

実際に沙州より伊州にわたるには、稍竿道(約七〇〇里)を利用した場合、伝馬で片道八日ほどを要しており⁽⁹⁾、常行の場合で沙・伊州間の沙磧を一日八〇～九〇里程度のペースで進んだことが知られる。こうしたことから考えるならば、莫賀延磧道(約八〇〇里)には先にも見たようにちょうど一〇驛が設置されており、その間隔を見ると、ほぼ常行における一日の行程で一驛が設置されていたように推測される。このことは、莫賀延磧道上の諸驛が、当地域の通常における実際上の運行行程に合わせて設置された側面も有していたことを示唆しよう。

先の五成においても、会計帳を通覧すれば明らかなように、「見在」(残高)分ではあるが、使者に供出するための食料(供使羊、惣參伯柒拾貳口〈四四行目〉 使料米麵、惣貳伯玖拾伍碩、使料羊、壹拾伍口〈五一～五三行目〉)や日用品(什物、惣肆阡陸伯玖拾肆事〈三九～四二行目〉 氍毹

什物〔毛織物の敷物の類か?〕、惣捌伯參拾玖事（七七～八〇行目））などが多く掲げられており、戌の会計全体の中で使用者に供出する部分がかなりの部分を占めていたことがうかがえる。このことは、戌が駅の廃止にともなって、それに代わって莫賀延積道を往来する公務を帯びた官員や蕃使などに、停泊施設としての機能を提供していたことをうかがわせる。

また一方の⑤の機能に関しては、こうした辺境地域では、駅馬はまた急を要する烽の伝牒を州県に伝える機能を併せもっていたことが、程喜霖氏により明らかにされている⁽¹⁰⁾。ただし、当然のことながら、全ての文書通達が駅馬によって行なわれていたわけではなく、その差遣は基本的に急速の大事に関わる要件に限られていた⁽¹¹⁾。

前号で筆者は、戌においては供使驢が函馬と併置される形で置かれ、緊急の任務でなければむしろ前者が一般的に利用されたごとくであること、またこのことは函馬という馬が、供使驢とともに使用者に供出されるものの、通常の官用交通に利用されるものではなかったことを暗示していると指摘しておいた。こうした見解がもし認められるとするならば、駅のもつ重要な機能である⑤の緊急を要する伝達業務は、④と同様に駅廃止後は戌に継承され、そこに預置された函馬が、駅馬の機能を基本的に受け継ぐものとなったと認めて大過あるまい。

先に述べたように、函馬は戌だけでなく、同じ軍事施設である鎮や長行坊にも設置されており、しかも当地の公文書（牒・帖・解など）は、基本的に長行坊に渡されて各地に送達されている⁽¹²⁾。従って緊急時の通信は、長行坊を中心として周辺の各鎮・戌とを函馬を通じて運送する形で運用されていたものと思われるのである。

これに対して、当然函馬を利用する必要のない常行の文書通達も存在したわけで、例えばスタイン将来のトゥルファン文書（M. No. 297—Ast. III. 3. 09-010.）には、次のように見えている⁽¹³⁾。

（前 缺）

- 1 同前月日馬子□□□領到、次下膚、仙、曹査
- 2 □□□□□歳、次膚脊全耳鼻、西長印
- 3 同前月日馬子雷忠友領到、次下膚、仙、曹査
- 4 一頭青黄父十歳、次膚脊全近人耳 鼻全、西長印
- 5 同前月日馬子雷忠友、遠人帖二寸破、梁一寸破、次下膚、仙、曹査
- 6 使送冊道文解使四品孫翹誠古乘馬壹疋
- 7 一疋紫父八歳、次膚脊破一寸耳鼻全帶星近人腿一點白西長官印
- 8 同前月日馬子雷忠友領到、近人帖破一寸并腫、次下膚、仙、曹査
- 9 以前使閏五月二日發、分付馬子雷忠友領送

（後 略）

これは開元一〇（七二二）年における、西州（蒲昌郡）の長行坊より伊州へ差遣された⁽¹⁴⁾長行馬驢の記録であるが、六行目に見える「送冊道文解使」とは、四〇件もの官文書（文解）を送達する責務を負わされた専使であると考えられ、函馬ではなく長行馬が文書輸送に駆使されていたことがうかがえる。この場合、馬子の雷忠友がこの専使を領送している（九行目）が、彼の率いた馬は、他の用向きの官員が利用したと思われる長行驢（一～五行目）とともに、約一月余り後（六月一〇日頃）に⁽¹⁵⁾伊州より西州に帰還したと推定され、この文書送達の場合、それほど緊急を要するものではなかったことは明白である。伊州～西州間は、距離はほぼ先の沙州～伊州間と同じであり、よってその程限も伝馬の場合と近いものとなっている。

先に筆者は、河西地域においては七世紀末頃より軍鎮が常駐化するなか、駅伝体制の崩壊（ただし館の設置は認められる）にともなって、交通機関として長行坊体制が整備されていく状況が存在したことを検討した⁽¹⁶⁾が、函馬とは、そうした交通事情の変化の中で、中央からの赦書等の急を要する下達⁽¹⁷⁾や辺境における軍務要速の大事等に関わる要件を伝達するために、長行坊を中心に周辺の鎮

・戌を結びつけて形成された新たな緊急通信網を支える馬として登場したものと推測されるのである。この点において函馬は、長行坊体制のなかで、長行馬と補完する機能を保持する官馬であると見て大過なからう。

【む す び】

以上の検討より、西域出土文書に見える函馬が、長行坊を中心とし各鎮・戌を繋いで形成された、緊急時の通信体制を支える官馬となっていたこと、またそれは、駅伝体制の破棄とともに長行坊体制が整備されていく当地の交通事情の変遷に対応したもので、函馬とは、それまでの緊急通信馬であった駅馬の機能を継承するものであったと思われることなどを明らかにした。

そもそもこの問題は、長行坊制度を論ずる中で、長行坊とその周辺に散在する鎮・戌および館との関係を解明していく過程で解決すべき一つの細かい問題に過ぎない。いずれ機会を改めてそれらの関係について検討を加えたいと念じている。

(完)

【註】

- (1) この五戌と対応する五駅の中で、廣顯驛が廣明戌となっているのは、中宗の諱を避けて、二文字目の「顯」を「明」とした結果である。菊池英夫「隋・唐王朝支配期の河西と敦煌」(『講座敦煌』第二巻・敦煌の歴史 大東出版社、一九八〇年)、一三六、一四六頁・註(8)、嚴耕望『唐代交通圖考』第二巻(台北 中央研究院歷史語言研究所、一九八五年)、四四五、四五〇頁、参照。
- (2) 池田温「沙州図経略考」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年)、一九〇頁。
- (3) 一〇駅は、瓜州管轄下の三駅(新井・廣顯・烏山驛)と沙州管轄下(本来は瓜州の管轄)の四駅(雙泉・第五・冷泉・胡桐驛)、および伊州管轄下の三駅(赤崖驛、その他の二駅名は不詳)から成っている。
- (4) 『新唐書』卷六一表第一、萬歲通天元年(六九六)年条に、「三月壬寅、(王)孝傑免」とある。詳しくは、『資治通鑑』卷二〇五萬歲通天元年三月条、参照。
- (5) 嚴耕望氏は、「今年」を萬歲通天元年(六九六)年二月と結論される。同氏、前掲書、四四八頁。
- (6) 嚴耕望氏も、ここに掲げる勅を同様に天授二(六九一)年五月一八日の勅と判断されている。同氏、前掲書、四四六頁。
- (7) もちろん駅と戌が併置されていた時期が存在したことも十分考えられるが、ここでは駅が廃止されていたと思われる時期に戌が設置されていたことが確認できれば十分である。菊池英夫、前掲論文、一三六頁、嚴耕望、前掲書、四四五頁、参照。
- (8) 拙稿「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」(『東洋学報』第七〇巻第三・四号、一九八九年)、五二頁。
- (9) 「總章二(六六九)年沙州敦煌縣伝馬坊牒」(P. 3714V)を見ると、使人・楊玄に伝馬二匹が給せられ、七月二日より八月二日にわたって沙・伊州を往還している。その間、「停經十四日」とあり、それから計算すると片道八日ほどを費やしたことになる。また別に殷大夫の場合(伝馬一九疋支給)は、「停經十二日」を挟んで、七月二日より八月二日にかけて沙・伊州を往還しており、これもほぼ同様な日数を費やしたことになる。
- (10) 程喜霖「积烽鋪」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第四期、一九八二年)、三九頁。
- (11) 駅馬を使用しない形での文書伝達があったことは、『唐律疏議』卷一〇に、「諸文書應遣驛而不遣驛、及不應遣驛而遣驛者、杖一百」とあることから明らかである。また中村裕一「唐代の情報伝達に就いて」(その一)(『武庫川女子大学史学研究室報告』第一号、一九八三

- 年)、同氏「唐代の情報伝達に就いて」(同誌第七号、一九八八年)を参照されたい。
- (12) 菊池英夫「唐代敦煌社会の外貌」(『講座敦煌』第三卷・敦煌の社会 大東出版社、一九八〇年)、一一九～一二一頁。
- (13) D.C., 一二三頁。
- (14) これが西州(蒲昌県)と伊州との往還を示すと推測したことについては、当文書の再検討を試みた別稿に譲る。
- (15) この送達の場合、五月二日に馬子の雷忠友がこの使を送って西州を発しているが、これがいつ帰還したのかは記載がない。しかしながら、その直後に載せられている、同じく五月二日に西州を発して使者の梁希遅と張燕客を送った長行馬は、翌月の六月一〇日に帰還しているので、この場合もほぼ六月一〇日頃と見て大過なからう。
- (16) 前掲、拙稿、五八～六二頁。ただし西州においては、長行坊がトゥルファン征服当初より存在したと考えられる。同、五三～五八頁。
- (17) 中村裕一「敕書日行五百里」(『武庫川女子大学史学研究室報告』第七号、一九八八年)、五九～七〇頁、参照。

高昌文書にみえる官印について(II)

—『吐魯番出土文書』割記(九)—

關 尾 史 郎

【捺印の意味について】

先に「奏聞奉信」印や「虔恭上啓」印が捺されている文書は、「上奏文書」や「上啓文書」ばかりではなく、きわめて多様な性格と様式を有していること、むしろ「上奏文書」や「上啓文書」であることが確認できる文書は一点もないことなどを述べた。とすると、なぜかかる印がこれらの文書に捺されたのであろうか。つまり捺印の意味について、ここでは考えてみたい。

「奏聞奉信」印から、性格・様式を等しくする文書ごとに検討していこう。まずは⑥の下達文書である符から。これは様式や出土状況から判断して、実際には用いられることなく官衙の内部に保存されていた控えと思われるが⁽⁹⁾、朱の「奏聞奉信」印が四か所に捺されているという⁽¹⁰⁾。残念ながら写真からは捺印個所を確かめることはできないが、その一行目冒頭には、本文より二字分上方に「令」字が書かれている。これが高昌王の「令」=王令を意味することについては既に指摘があるが⁽¹¹⁾、この王令を担当官衙である尚書系の屯田の官員と、門下系の官員が通判して執行したのが、とりもなおさずこの符であった、と考えられる。ところで、そもそもかかる王令が出されるためには、手続きとして先ず「上奏文書」が起草され、担当官衙である尚書系の某部(この場合は屯田)の官員と門下系の官員が通判して王のもとに上げられ、それに対して王が同意を与える必要があったと思われる。王の同意を得てはじめて王令として符によって、中央の官衙から郡県にあるその出先機関(この場合は田曹)に伝達されるわけである。符が王の同意を得てから起草されたのか、あるいは「上奏文書」とセットで逸早く起草されたのかは詳らかにしえないが、そこに「奏聞奉信」印が捺されていることは、この符(正確には、符の内容である案件を執行すること、もしくはさせること)が、既に入奏した結果王の同意が得られたものであること、換言すれば、この符が文書として機能しうることを意味していると考えることができよう。

次は①と②、二点の田畝作人文書である。この文書は供出された作人が滞りなく所定の労働を完了したことを証明するために、作人の供出者に対して交付された文書であるが⁽¹²⁾、そのような文書自体が王のもとに上げられたとは考えがたい。とすれば、やはり「奏聞奉信」印は、田畝作人文書の作

成と交付について、王の承認を得ていることを示すために捺されたと考えられるのではないだろうか。またこれによって田畝作人文書ははじめて証明書として完璧に機能したと思われる。おそらく田畝作人文書の作成と交付は、担当の官衙（尚書系の屯田か）の独自の判断でできることなく、その是非も含めて一旦上奏して王の裁可を仰ぐ必要があったのであろう。

それでは、捺印文書のなかでも最も異色というべき⑩の仁王般若經題記の場合はどうであろうか。ここでは經文本文と、「延壽四〇（年）丁亥歲九月十一日、」經生令狐善歆抄。用」紙十九張。崇福寺」法師玄？寛？覆校。」なる四行の題記の間に二行文の空白があり、ちょうどその空白部分に、本文とも、題記とも重ならないように捺されている。また捺印個所のすぐ上方には、「上」と一字だけあり、印はこれとも重ならないように慎重に捺されたもようである。この写経がなんらかの意味で公的に行なわれたことは、書写に従事したのが經生であったことなどからも推測されるが¹¹³⁾、「奏聞奉信」印はその上の「上」字とあいまって、この写経が王命によって行なわれたこと、そして王のための写経であったことを示しているのではないだろうか。

以上のように考えることができるとすれば、符、田畝作人文書、および写経題記というように、文書としての性格や様式はまことに多様なが、「奏聞奉信」印は等しく、これらの文書の作成、さらにはその発布や交付が王命（かかる王命が出される前提として、もちろん上奏があったわけだが）にもとづくものであったことを裏付けるために捺されたもの、換言すれば、それがゆえにこれらの文書が文書本来の機能を有していることを証明するものであったといえることができるのである。そしてこのような理解を手がかりとすることにより、残りの六点についても、捺印の意味を類推できるのではあるまいか。

整理小組が単に「文書」とした④と⑤の二点は、人員を派遣した記録で、日付、人員、派遣先、および日数などが列挙されており、最後に文書の作成年月日と尚書系の兵部に属する官員の自署がある¹¹⁴⁾。したがって両文書が尚書系の兵部で作成されたことは疑いないのだが、奏や符といったような文書の性格を示す文字は本文中に見られず、もし末尾の作成年月日と官員の自署がなかったならば、単なる帳簿と見紛いかねないものである。この二点が顕著な特徴であるとする、両文書は事務処理のために一時的に作成、利用されるだけの帳簿というよりも、一定の期間官衙の内部に保存すべき正式の記録ともいえるべきものだったのではないだろうか。そうであれば、「奏聞奉信」印が捺されている理由もおのずと理解されよう。つまり王令を受けて作成されたという意味において正式の記録だったということである。また整理小組が帳簿の一種と考えた⑦も、これらと同じように考えることができると思う。ここには氏名とその小作面積¹¹⁵⁾、および納入銀錢額などが列挙されている。残念ながら前後を欠いているので、末尾にいかなる文言があったのか知ることはできないし、また内容から判断して④や⑤のように兵部ではなく屯田が関与したものであろうが、「奏聞奉信」印が捺されている事実は、この文書が、やはり王命を受けて作成された正式の記録だったことを示唆していよう。

「奏聞奉信」印関係の文書の最後は、整理小組が「奏」とした③、⑧、および⑨の三点である。これらが「上奏文書」の様式を具備していないこと、さらにそればかりか、上奏文書であると断言することすら容易ではないことは既に述べたところである。ただ③と⑧については、通判している官員の姓の上に「臣」字があり（表Ⅱ、参照）、これが誤って挿入されたものではない限り、これらが王のもとに上げられたことは否定できないであろう。したがって「奏」字すら確認できないにしても、この「臣」字からかろうじて上奏文書であった可能性だけは認められるのであるが、いずれにせよ「上奏文書」以外の上奏文書ということになる。このような「上奏文書」以外の上奏文書の場合、いかなる手続きを必要としていたのかは審らかにしえないが、いまこれら三点について、通判している官員の官職をあらためて検討してみよう（表Ⅱ、参照）。

まず③では、「上奏文書」で門下系の官員が通判している部分に、左親侍散望や威遠將軍とともに、尚書系の主客の郡県における出先機関である客曹の參軍と主簿が通判している。すなわち地方に

あった官員が上奏文書に通判しているのである。また尚書系の官員の部分に通判しているのは、この客曹の上部機関である中央の主客の官員（長史相当の領主客事と主客參軍）であり、こちらのほうは「上奏文書」に等しい。次の⑧では、門下系の部分については欠損が著しいためよくわからないが、常侍と通事令史と思われる官員が含まれている。このうち後者は門下系の官職であるからともかく、前者についてはその職掌すら明らかではない。またこの⑧では、尚書系の官員の部分にも都官司馬と

〈表Ⅱ〉 「奏」・「表」通判官員一覧

No	門下系官員相当	尚書系官員相当
3	*□□□□左親侍散望 威遠將軍 *客曹參軍 *客曹主簿	虎牙將軍中兵校郎 領主客事 主客參軍 主客主簿
8	*二二二□侍 *二二二□令史	二二二□官司馬 二二二□江將軍
9	凌江將□ 中兵主簿 虎牙（將軍）	□武將軍兼都官事
11	行中兵校郎事	輔國將軍領宿衛事

表中、門下系官員相当とは、「上奏文書」において門下系の官員が通判すべき個所に通判している官員の官職であり、尚書系官員相当とは、同じく尚書系の官員が通判すべき個所に通判している官員の官職である。また*印が付されているのは、官員の氏名に「臣」字が確認されるものである。

められないのである。しかしまた、それにもかかわらず、上奏は行ないえたということをこれらの文書は端的に示しているものである。「奏聞奉信」印はこれらに共通して捺されているのである。そして「上奏文書」には共通して捺されていないのである⁽¹⁷⁾。この事實は、門下系の官員と尚書系の官員が通判して尚書系の某部が上奏したのが正規の上奏文書であって（「上奏文書」）、それ以外の場合もありうるが、その場合は事前に上奏を行なう旨をなんらかの方法・形式によって申請し、王の許可を得てから初めて上奏がなされたことを教えているのではないだろうか。ここでは「奏聞奉信」印は、そのような申請に対する許可が既に下されたことを明示するものであったと考えておきたいと思う⁽¹⁸⁾。

「奏聞奉信」印について以上のように考えることができるとすれば、「虔恭上啓」印についてこれから類推することはさほど困難なことではなかろう。例えば⑫は徭役（「作」）に従事した傳阿歡に対して、その事實を証明するために交付された文書と考えられるので⁽¹⁹⁾、田畝作人文書とほぼ同性格の文書ということになり、「虔恭上啓」印の意味は「奏聞奉信」印のそれに準じて考えることができよう。また⑬は一三断片からなる大部なものだが、馬の供出者をその馬の用途ごとに列挙した文書であり、④や⑤、あるいは⑦などのように官衙に保存されるべき正規の記録ということになろう。⑭

並んで凌江將軍が通判しているが、後者は尚書系の官員ではありえないし、前者にしても序列上では長史に次ぐ地位であって、「上奏文書」では、これが尚書系の官員の筆頭にくる例、すなわち上奏主体の最高責任を負う例は見い出せない。最後の⑯は、「臣」字が確認できないなど、上奏文書であることすら疑念があるものだが⁽¹⁶⁾、門下系の部分には凌江將軍や虎牙將軍などが兼官を明記されずに並んでいる。これらの官職は、少なくとも単独では門下系の官衙となんら関係を有していなかったと考えるべきものであろう。

以上個別的に検討してみると、「上奏文書」の場合であれば、およそ上奏に関与しえないような官職の官員が、門下系の官員が通判すべき個所に通判しており、また本来上奏に際して主体となるべき尚書系の官員についても、⑧のように、問題を残しているものがあつた。これらの上奏文書においては、少なくとも門下系の官員が組織的に、それこそ官衙としての責任において関与した形跡は全く認

だけは、欠損部分が大きくて上行文書か、あるいは全く反対の下達文書なのか判断がつかねるが、尚書系の官員が一名しか上がっていないところからすると⁽²⁰⁾、下達文書である可能性が高く、上啓対する王太子の裁可を経て執行されたものと考えられよう。

「奏聞奉信」印にせよ、「虔恭上啓」印にせよ、その捺印文書の性格や様式はきわめて多様であった。しかし以上のように考えることによって、捺印の意味については多少なりとも統一的に解釈することができたのではないだろうか。ようするに、捺印にはそれなりの原則があったのである。それはこれらの文書が王命や王太子の命を受けて作成されたものであること示しているのであり、また逆にいえば、これらの文書の作成については、王命や王太子の裁可を必要としていたということことでもある。「上奏文書」や「上啓文書」に捺印された例を見ないのは、まさにそれが正規の上奏であり、上啓であったからにはほかならないのではないだろうか。(未完)

【註】

- (9) 荒川正晴「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐる一主としてトゥルファン出土資料による一」(『史学雑誌』九五編第三号、一九八六年)、四六頁、参照。
- (10) 『文書』Ⅳ、一二四頁題解、参照。
- (11) 荒川、前掲「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐる」、註(31)、参照。
- (12) 關尾、前掲「(要旨)「田畝作人文書」小考」、参照。
- (13) 高昌国時代姓氏を冠した寺院が多く建立されたことは周知であるが、もし私的な写経であれば、点検にも崇福寺ではなく、これらの寺院の僧侶が関与したはずである。
- (14) このうち⑤では、本文末尾に案件を伝達して記録を整理したと思われる侍郎の麹延陀と侍講の辛武護の両名も自署しているが、④は当該部分が欠損しているので詳細は不明である。
- (15) 保有(所有)面積ではなく、あえて小作面積と考えたのは、本文中に憲相(第一九行)、寅捺、および衆兒(ともに第二五行)という三名の作人の名前が見えていることによる。彼らが作人の身分で私的に土地を保有していたと考えることは現実的ではない。
- (16) 凌江將軍の上に「張」字があったり、虎牙將軍の「將軍」が省略されていることなどは、通常上奏文書ではありえないことであろう。したがって⑨は本稿で用いた分類のどれにも該当しない可能性もありうるが、ここでは整理小組の理解を尊重しておきたい。
- (17) 表Ⅰから明らかなように、捺印文書の紀年は高昌国末期の六二〇年代以降に限定されているが、これとはほぼ同時代の「上奏文書」には、「高昌年次未詳民部殘奏」(67TAM78:24(a)〈録〉『文書』Ⅳ、六五頁)がある。しかしこれには捺印された形跡は全く認められない。
- (18) 「上奏文書」以外の上奏文書としては、「高昌年次未詳内藏奏得稱價錢帳」(73TAM514:2〈録〉『文書』Ⅲ、三一八頁以下)があるが、これには捺印がない。この点については、当該文書の作成が六二〇年代以前、すなわち両印が使用される以前にかかるためと思われる。
- (19) ⑫の詳細については、今後の検討に委ねざるをえないが、これが傳阿歡に交付されたものであることは、傳阿歡の墓から出土しているので疑いないと思う。
- (20) 表Ⅱに上げておいたように、この尚書系の官員とは輔國將軍領宿衛事のことであるが、宿衛が尚書系の諸部のひとつであるかいは議論の分かれるところであり、最近の王素「麹氏中央行政体制考論」(『文物』一九八九年第一期)は諸部に含めていない。

(一九九〇年七月一五日稿了)

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)